

## 島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 島根県小規模事業者企業価値向上補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助目的)

第2条 本補助金は、小規模事業者が中小企業等経営強化法の法承認等を受けた生産性の向上や付加価値の増加等を図る計画の実施に係る経費の一部を補助することにより、概ね10年以内に見込まれる事業承継に向けた準備を促し廃業を防止することで、地域経済の維持・拡大や雇用の確保を図ることを目的とする。

### (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (2) 中小企業等経営強化法の法承認等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画の承認及び第19条第1項に基づく経営力向上計画の認定をいう。

### (補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助対象経費は、中小企業等経営強化法の法承認等を受けた計画に従って行う事業に必要である機械設備費、備品購入費及びIT導入費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までとする。
- 3 補助率、補助上限及び補助下限は別表1のとおりとする。

(補助事業者の要件)

第5条 事業を実施しようとする事業者は、次の要件の全てを満たす小規模事業者とする。

- ア 現経営者の年齢が補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で50歳以上であること。
- イ みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- ウ 島根県税の滞納がないこと。
- エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）ではないこと。
- オ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- コ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。

いこと。

- サ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- シ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
- ス 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- セ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- ソ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
- タ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- チ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

（補助金交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める期日までに、県に申請しなければならない。

（補助金交付の決定）

第7条 県は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 県は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に県へ補助金交付申請の取下げ（様式第3号）を申請することができる。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助事業の内容及び経費の変更の承認等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ県へ補助事業の変更申請書（様式第4号）を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答（様式第5号）を通知する。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止（廃止）申請書（様式第6号）により、県の承認を受けなければならない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認の可否の回答（様式第7号）を通知する。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第8号）によって、県へ10月14日までに報告しなければならない。ただし、9月30日までに事業が完了した者は除く。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）を県へ報告すること。

（補助金の額の確定）

第14条 県は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

（補助金の支払）

第15条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、県へ精算払請求書（様式第10号）を申請しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第16条 補助事業者は、第10条の規定に基づく補助事業の内容及び経費の変更の承認を行った場合、第11条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を行った場合又は別表3の規定に該当した場合は県へ報告するものとする。

2 県は前項の報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

3 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る

部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を県へ返還することとする。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第11号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、県へ処分承認申請書（様式第12号）を申請し、承認を受けなければならない。

3 県は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第13号）を補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(産業財産権等に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第14号による「産業財産権等取得等届出書」を県に提出しなければならない。

(収益納付)

第19条 県は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

附則

1. この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費

| 補助率   | 補助上限     | 補助下限   |
|-------|----------|--------|
| 1 / 2 | 2 0 0 万円 | 1 0 万円 |

別表 2（第 10 条関係）

補助事業の軽微な変更

| 変更事由  | 軽微な変更該当する場合  |
|-------|--|
| 内容の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき</li> <li>・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき</li> </ul> |
| 経費の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費区分ごとに配分された補助対象経費の額の 1 0 パーセント以内の流用増減であるとき</li> </ul>  |

別表 3（第 16 条関係）

補助金の交付決定の取消

|   |
|---|
| 補助事業者が、法令、要綱又は別に定める規定に基づく県の指示等に違反したとき。              |
| 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき                         |
| 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき                 |
| 補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき |

様式第 1 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住所  
補助事業者  
代表者 印

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付申請書

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- |                |    |             |
|----------------|----|-------------|
| 1 補助事業の内容      | 別紙 | 事業実施計画書のとおり |
| 2 補助金交付申請額     | 金  | 円           |
| 3 補助事業の経費配分、内訳 | 別紙 | 事業実施計画書のとおり |
| 4 事業完了期日       | 年  | 月 日         |

添付書類

採択通知の写し

様式第2号

指令第 号

補助事業者  
代表者 様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度島根県小規模事業者企業価値向上補助金については、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定します。

令和 年 月 日

島根県知事 印

記

- 1 補助金の対象となる事業は、交付要綱第6条の規定により申請された事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の対象となる期間
- 3 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額  | 金 | 円 |

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。



様式第 3 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地

補助事業者

代表者

印

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付申請取下書

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第 8 条に基づき、下記のとおり補助金の申請を取り下げます

記

- 1 交付決定日 令和 年 月 日
- 2 交付決定番号 指令第 号
- 3 取下理由

様式第4号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
補 助 事 業 者  
代 表 者

島根県小規模事業者企業価値向上補助金変更申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあったこの補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者  
代表者様

島根県知事 印

島根県小規模事業者企業価値向上補助金変更承認の可否

令和 年 月 日付けで変更申請のあった補助事業について、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記内容のとおり承認（します・しません）。

記

1 変更の内容

様式第 6 号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
補 助 事 業 者  
代 表 者 印

島根県小規模事業者企業価値向上事業中止（廃止）申請書

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項に基づき、下記のとおり補助事業の中止（廃止）を申請します。

記

- 1 交付決定日 令和 年 月 日
- 2 交付決定番号 指令第 号
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止（廃止）の時期

様式第7号

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者  
代表者様

島根県知事 印

島根県小規模事業者企業価値向上事業中止（廃止）の承認可否の回答

令和 年 月 日付けで中止（廃止）の申請のあった補助事業について、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第11条第2項の規定により、承認（します・しません）。

様式第8号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地  
補助事業者  
代表者 印

島根県小規模事業者企業価値向上補助金に係る遂行状況報告書

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり遂行状況を報告いたします。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施状況
- 4 補助事業の執行状況 別添事業収支決算書のとおり
- 5 補助事業の今後の見通し

様式第9号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
補 助 事 業 者  
代 表 者 印

年度島根県小規模事業者企業価値向上補助金に係る実績報告書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった標記  
事業について、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第13条の規定により、下  
記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金実績額 金 円
- 3 事業実施状況 別紙 事業実施報告書のとおり
- 4 事業の経費の配分、内訳  
別紙 事業収支決算書のとおり
- 5 補助事業完了日 年 月 日

※取得財産等のある場合、「取得財産等管理台帳」の写しを添付のこと

# 事業実施報告書

## 1 事業全体について

|   |
|---|
| ① 補助事業テーマ   |
| ② 補助事業全体の実施日程<br>〔開始日〕                                  〔終了日〕<br>年 月 日 ~                                  年 月 日 |

## 2 補助事業の実績概要

|   |
|---|
| ① 実施結果<br>(実施項目ごとの取組内容を記載。当初計画から変更点があれば変更内容・経緯等も記載) |
| ② 事業上の目標達成状況  |
| ③ 今後の展開及び課題   |

## 3 添付書類

直近1期の決算書（申請時又は遂行状況報告時に提出したものと同一の場合は不要）



事業収支決算書

1. 経費明細表

(単位：円)

| 経費区分<br>(設備名等) | 経費内訳 | 事業に要する経費<br>(消費税込) | (A) 補助対象経費<br>(消費税抜) |
|----------------|------|--------------------|----------------------|
|                |      |                    |                      |
|                |      |                    |                      |
| 合 計            |      |                    |                      |

2. 資金調達内訳

(単位：円)

| 資金調達内訳表                                 | 調達金額 | 資金の調達先 |
|---|------|--------|
| 事業に要する経費 (B)                            |      | —      |
| (うち補助金交付申請額)                            |      | —      |
| 事業期間中の資金調達先 内訳                          |      |        |
| 自己資金 (C)                                |      | —      |
| 借入金 (D)                                 |      |        |
| その他 (E)                                 |      |        |
| 事業期間中の資金調達先 合計<br>(C) + (D) + (E) = (B) |      | —      |

3. 支出内訳及び補助金実績額

(単位：円)

|   |  |
|---|--|
| 補助対象経費 (A) の合計                            |  |
| 補助対象経費合計の2分の1の金額 (F)<br>(円未満は切り捨て)        |  |
| 補助金交付決定額 (G)<br>(計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額) |  |
| 補助金額 (H) ( (F) 又は (G) のいずれか低い額)           |  |
| 収益納付額 (I)                                 |  |
| 補助金実績額 (J) (精算額 (H) - (I))                |  |

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。収益納付額 (I) の金額は、以下の「4. 収益納付に係る報告について」のによって算出し、記入して下さい。

4. 収益納付に係る報告について

令和 年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第19条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

(1)補助事業の実施結果の事業化等の有無 (該当する方に○をしてください。)

- |                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| ①補助事業の実施結果の事業化       | 有 | 無 |
| ②産業財産権等の譲渡又は実施権の設定   | 有 | 無 |
| ③その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位：円)

| 補助事業に係る売上額 (K) | 補助事業に係る収益額 (L) | 補助事業に係る自己負担額 (M) | 収益納付額 (I) |
|----------------|----------------|------------------|-----------|
|                |                |                  |           |

(2)記載注意事項について

- ①「補助事業に係る売上額」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- ②「補助事業に係る収益額」とは、「補助事業に係る売上額」から、同売上額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等) を差し引いた額をいう。
- ③「補助事業に係る自己負担額」とは、「補助対象経費 (A)」の合計から、補助金額 (H) を除いた金額をいう。(3. 支出内訳及び補助金実績額の補助金額 (H) を参照)

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

様式第10号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地  
補助事業者  
代表者 印

年度島根県小規模事業者企業価値向上補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった標記事業について、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事業名
2. 交付決定額 円
3. 請求額 円

添付書類 別紙振込口座登録届出書

【別紙】

振込口座登録届出書（ 新規・変更 ）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

事業者名

役 職

氏 名

印

1、振込口座

|           |             |
|-----------|-------------|
| 金融機関名     | 銀行          |
| 支店名       | 支店          |
| 支店コード     |             |
| 預金種別      | 1. 普通 2. 当座 |
| 口座番号      |             |
| 口座名義 (カナ) |             |

(様式第 1 1 号)

## 取 得 財 産 等 管 理 台 帳

| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 (税抜) | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|-----|----|----|----|---------|-------|------|----|
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |
|     |    |    |    |         |       |      |    |

(注) ・対象となる取得財産等は、取得価格が50万円(税抜)以上、効用の増加価格が50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産  
・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。  
・取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

様式第12号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地  
補助事業者  
代表者 印

取得財産等の処分承認申請書

年度島根県小規模事業者企業価値向上補助金により取得した財産等を、下記のとおり処分等したいので、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第17条第2項に基づき、申請します。

記

1. 品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由
5. 取得財産の写真・図面等 別添のとおり

様式第13号

令和 年 月 日

補助事業者  
代表者様

島根県知事名 印

取得財産等の処分承認適否の回答

このことについて、島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第17条第2項に基づき、申請のあった取得財産等の処分について、同条第3項の規定により審査したので、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果
2. 返還金額について
3. 補助事業者の返還後について

様式第14号

令和 年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
補 助 事 業 者  
代 表 者

年度産業財産権等取得等届出書

島根県小規模事業者企業価値向上補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり産業財産等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）